

ヒューマンライツ・ナウ  
福島・郡山調査報告書  
(2011年11月26、27日事実調査)



**Human Rights Now**

info@hrn.or.jp

<http://www.hrn.or.jp>

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ

東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 3 階

Phone: 03-3835-2110 Fax: 03-3834-2406

## はじめに

福島第一原子力発電所事故後、大量の放射性物質が周辺地域を汚染し、人々、特に感受性の強い子ども等の健康に生きる権利が深刻な危機にさらされている。

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ（以下 HRN）は 2011 年 11 月 26 日、27 日に、福島県の県庁所在地であり深刻な汚染が報告されている福島市、福島県の人口密集地で経済の中心地である郡山市に調査団を派遣し、現地を調査するとともに、原発周辺住民の訴えなどを事情聴取した。

今回、話を聞く機会を得た現地の市民は早計 23 人であるが、その後、現地の市民を通じて住民からのさらなる情報提供や訴えを受けた。福島市、郡山市の全住民のなかでの調査対象者数は少ないものの、住民の訴えには共通性があり、多くの住民が共通して抱える不安を代表する意見が寄せられたと考えている。聴き取りから浮かび上がった住民の懸念等について、福島県庁に問い合わせ、回答を得た。こうした調査を通じて、福島県の福島第一原子力発電所周辺住民が置かれている問題状況が明らかになってきたものである。

調査にご協力いただいたすべての方に感謝を申し上げたい。

11月26日土曜日 福島市		
開始時間	終了時間	活動
10:00	13:00	渡利地区現地視察・住民 4 名から聴き取り
13:00	15:00	「子どもを放射能から守る福島ネットワーク」から聴き取り
15:20	17:30	児童関係施設職員 2 名から聴き取り
17:30	19:00	5 名の住民（女性）との懇談
19:00		現地支援 NGO との懇談
11月27日日曜日 郡山市		
開始時間	終了時間	活動
11:00	13:00	郡山地区の住民（母親 5 名）からの事情聴き取り
13:30	14:30	福島県教職員からの事情聴き取り
15:00	17:30	郡山在住 4 名 教職員 1 名からの事情聴き取り

## 1 概況

福島市は福島県の県庁所在地であり、人口総数が 287,211 人、世帯数 112,662 世帯（2011 年 12 月 1 日時点）の都市である。福島第一原子力発電所からは約 60 キロ以上離れているが、文科省が公表した地図によれば、セシウム 137 の汚染が 1 平方メートルあたり 100~300 キロベクレルの地域を多く含む。<sup>1</sup>

郡山市は福島県の経済の中心地であり、人口総数が 331,919 人、世帯数が 131,185 世帯（2011 年 12 月 1 日時点）の都市である。福島第一原子力発電所からは約 60 キロ以上離れているが、文科省が公表した地図によれば、セシウム 136 の汚染が 1 平方メートルあたり 100~300 キロベクレルの地域を多く含む。<sup>2</sup>

両市内には、避難指示対象地域は存在しない。<sup>3</sup>

## 2 放射能汚染の実情について

福島市、郡山市には、本調査時点で事故発生後 1 年間の積算線量が 20 ミリシーベルトを超えるおそれがあると判断された地域はない。そのため計画的避難区域に指定されている地域はなく、特定避難勧奨地点に指定されている地区もない。しかし、こうした行政による判断にも関わらず、住民は、放射線量が高いと訴え、不安を募らせている。

行政がきめ細かい測定を実施しないため、市民が自ら放射線量を測定しているが、公式的なデータと比較しても放射線量が高く、なかには年間に直せば 20 ミリシーベルトを超える数値となる深刻な空間放射線量となっている測定結果も報告された。

HRN の調査に対し、市民は、「行政に『線量が高いから測ってくれ』と頼んでも測定してくれず、行政が決めた、放射線量が低いところを選択して測定している」「子どもが手に触れるような土地が汚染されているのに、線量測定が 1 メートルを基準としているのは疑問である。50 センチメートル、1 センチメートルと低くなるほど放射線量も高くなっている」との切実な訴えを寄せた。

### （1）福島市渡利地区

福島市渡利地区は、高濃度放射線汚染が懸念され、住民から周辺地域の避難指定を求める要望が政府および福島市に対して出され<sup>4</sup>、注目されたが、避難の基準とされる推定積算放射線量が年間毎時 20 ミリシーベルト以下であるとみなされ、避難地域に指定されなかった。

しかし、HRN の調査に対し、住民からは、行政の測定結果にも関わらず、年間毎時 20 ミリシーベルトを優に超える放射線量を測定したとの訴えが寄せられた。

<sup>1</sup> <http://ramap.jaea.go.jp/map/mapdf/pdf/air/v01/cs137/5640-A.pdf>  
<http://ramap.jaea.go.jp/map/mapdf/pdf/air/v01/cs137/5640-C.pdf>

<sup>2</sup> <http://ramap.jaea.go.jp/map/mapdf/pdf/air/v01/cs137/5640-B.pdf>

<sup>3</sup> 現時点の避難指示対象地域は南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、いわき市の一部、田村市の一部、伊達市の一部及び川俣町の一部。

<sup>4</sup> [http://www.foejapan.org/energy/news/pdf/111028\\_5.pdf](http://www.foejapan.org/energy/news/pdf/111028_5.pdf)

渡利地区の子どもを持つ親たちは、「セイブ渡利キッズ」という民間団体を結成して子ども達が通学等でよく通る道等を中心に市内の放射線量測定を行っている。

9月15日に「セイブ渡利キッズ」が実施した放射線量測定の結果は添付資料2のとおりであり、このうち、地上1センチメートルを基準とした測定結果の分布図は添付資料3のとおりである。地上1センチメートルについては、毎時5マイクロシーベルトから10マイクロシーベルトという地域も少なからずみられる。単純に計算すれば(24時間×365日×1/1000)、毎時5マイクロシーベルトは年間50マイクロシーベルト弱、毎時10マイクロシーベルトは年間100ミリシーベルト弱となる深刻な事態である。<sup>5</sup>

**福島住民A(渡利地区・女性、セイブ渡利キッズのメンバー。添付資料2、3に基づき説明)**

「この渡利でも、部屋の中でも（毎時）1マイクロシーベルトや、1.5マイクロシーベルトってところがある。家を歩出ると、10とか60とかそういうところがある。そこを子ども達が通らなくてはならない。市に電話して言うと、そこを通らない様にして行かせて下さい、とか、もう放っておかれている状態です。」

**福島住民B(渡利地区。障がいを持つ女性)**

「私の勤務先の近くに線量が高いところがあります。石垣があって、私たちが花を植えているんですが、その敷地の中の倉庫の雨戸を10月中旬に測ったときに、もう10を超えて測りきれなくて。そこは道路だから、ショッちゅうみんな通っている。測った反対側の民家の駐車場は8でした。その付近の大通りの側溝は4でした。そして反対側の側溝が6でした（いずれも単位は毎時・マイクロシーベルト）。「私の家の脇には大きい側溝があり、周辺からの水がすべて流れています。そこが、10月初旬に測定した人の話を聞いたところ、毎時30～40マイクロシーベルトあったそうです。」

HRN調査団が住民から聴き取りを行った場所であるNPO法人ILセンター福島（福島市渡利字櫛町1-1）の側溝の線量をガイガーカウンター（ウクライナ製・ECOTECT TERRA MKS-05、以下同）で測定すると、側溝奥深くにいくほど数値が上がり、側溝の底にガイガーカウンターをかざしたところ、毎時100マイクロシーベルトを超過する値が測定された。

神戸大学の山内知也教授は2011年6月26日および9月14日に土壤などの測定を行っており、いずれの測定においても高濃度のセシウム汚染を確認している（9月の測定では、小倉寺稻荷山5番地福泉寺下の側溝で239,700ベクレル/キログラム、八幡神社の土壤で157,274ベクレル/キログラム、薬師町内の溝から採取した土で307,565ベクレル/キログラムなど）<sup>6</sup>。

<sup>5</sup> 以後、インタビュー対象者については対象者の希望により原則として匿名で表示し、最初に紹介する記述の際に開示可能なバックグラウンドを示す。

<sup>6</sup> [http://dl.dropbox.com/u/23151586/110705\\_fukushima\\_dojousen\\_yamauchi\\_report.pdf](http://dl.dropbox.com/u/23151586/110705_fukushima_dojousen_yamauchi_report.pdf)  
[http://www.foejapan.org/energy/news/pdf/110921\\_2.pdf](http://www.foejapan.org/energy/news/pdf/110921_2.pdf)

今回の住民たちからの訴えは、山内教授の調査結果に符合するものである。

## (2) 福島市のほかの地域

福島市では渡利地区以外においても、高い放射線量の訴えが相次いだ。

### 1) 信夫山周辺

2) 福島・児童関係の施設職員 F(女性)「私の住まいは、信夫山の麓で線量が高いところです。近所の御山地区・中川原には、普通に、毎時 80 マイクロシーベルトというところがあります。毎時 18 あるいは 20 マイクロシーベルトという場所もありますが、こうした高い線量の地域は公表されていません。」「入江町には、音楽堂や日赤があるので、年間だと積算で 18.4 ミリシーベルトという数字が出ています。春日町は積算で 9.1 ミリシーベルトと聞いています。渡利地区にとどまらず、本当は高いところがあるので、きちんと調べてほしいと思います。」「私の家の前の側溝は、毎時 4 マイクロシーベルト、玄関前の芝生は毎時 2.2 マイクロシーベルトあります。」

### 2) 蓬莱町

福島住民 D(女性、2児の母)「うちの団地を測ると、うちの棟でも、毎時 6、7 マイクロシーベルトくらいあったりします。ところが 1 ヶ月経つと、こちらの棟の値が下がって、違う棟の数値が高くなるなど、常に動いている状態です。」

## (3) 郡山市

郡山市でも、高い放射線量の訴えがあった。

郡山住民 I(女性、1児の母)「私の家の裏庭は毎時 1.8 マイクロシーベルトです。市で測定に来て、高いですね、と言って帰りました。そのあと除染作業をしましたが変わりません。このようなところはたくさんあります。」

## 3 除染

こうした放射性物質の汚染を除去するために、除染が大きな課題とされている。

2011 年、放射性物質汚染対処特別措置法が成立し、今年(2012 年)1 月 1 日から全面施行したが、この法律上は毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の地域について国の責務で除染をする、ということとなっている。しかし、「除染特別地域」として国が直轄で除染するのは、警戒区域（ただし檜葉町は全域）と計画的避難区域のみであり、それ以外の地域についての実施は自治体に委ねられている。除染は避難を回避するひとつの手段として、福島市でも郡山市でも推進が叫ばれている。

しかし、国が実施主体となって責任をもった取り組みをしないなか、除染は自治体、そして住民に丸投げされている。福島では、掛け声とは裏腹に、行政による除染はほとんど実施されていない。そして、民間による除染はほとんど効果をあげていない状況という。

他方、郡山市においては、住民が危険な除染活動に駆り出されている状況が報告された。

## (1) 福島市

福島市では「ふるさと除染計画」が策定されているが、その目標は、2年後に毎時1マイクロシーベルト以下にする、というもので、これでは2年経過後も住民は放射線管理区域よりも高い放射線量のものに置かれることになり、健康被害に速やかに対処する計画とは到底いえない。<sup>7</sup>

こうしたなか、福島市では除染はほとんど進んでおらず、調査当時は大波地区の除染が開始されたという状況で、渡利地区でも行政による計画的な除染は開始されていないとのことであった（調査時点）。<sup>8</sup>

住民たちは自ら除染を始めたが、計画性もなく、専門家も関与しない除染の有効性がないことが日を追うごとに明らかになっている。

HRN調査団に対し、住民は以下の通り語った。

福島住民 A(渡利)「もう事故から9ヶ月になるのに、現実には除染はほとんどされていない。今大波地区が除染していて、まだ6軒しかしていない。渡利地区は早急にしますと言っていますが、今年中は絶対に無理ですね。」「一度だけ渡利地区の除染をしたが、本当に簡単なものでした。渡利小学校の前の道路のグレッティングを上げて、泥をとっただけ。この時、高圧洗浄機も使用されませんでした。その泥袋を2、3日放置したので、その間に空間線量が上がりました。渡利小学校の後ろ側の道路は、高圧除染をかけたようですが、高圧洗浄機で流しても放射性物質自体はなくならず、拡散してしまってどこかに溜まってしまう。結局、ほかの場所の線量は上がってしまい、除染した場所の線量は少し下がるが、ほとんど変わらない。そして時間が経てば渡利地区の放射線量は元にもどったりする。それを見て、除染って本当に難しいとわかりました。」

福島住民 B(渡利)「今の除染はほとんど意味がない。私は坂の下に住んでいて、上には多くの民家があり、リンゴ畠等色々あります。上には側溝がたくさんあります。私の家の近くにある側溝に集中します。上の家人から、『高圧洗浄で除染して側溝に流した』『申し訳ないけど、やっぱりそうせざるを得ない』と言われた。この側溝を10月初旬に測った人の話を聞いたところ、毎時30~40マイクロシーベルトあったと言う。これをまた下に流せば、下の田んぼに流れて田を汚染してしまう。ゆくゆくは阿武隈川に流れて、海に流れしていく。だから高台の家の人はいいですよ。でも下

<sup>7</sup><http://shinsai.city.fukushima.fukushima.jp/wp-content/uploads/2011/09/49e6e99384de9eb2f577d512e6a9c80a.pdf>

<sup>8</sup> なお、福島市は2012年1月10日、渡利地区内31の町会長らを集めて説明会を開き、子どものいる家などを優先して3月末までに計727戸を除染するとの方針を示し、協力を依頼したと報道されている。<http://mainichi.jp/area/fukushima/news/20120111ddlk07040129000c.html>

の人は大変。一ヵ所だけ除染やつてもダメで、地域全体の除染をしないといけない。」  
福島 児童施設関係職員 F 「自分の家は自分でやるしかない。芝生の線量が高いので、子どものことが心配で、芝生をはがして除染してみると、1時間やっただけで、鼻に火の玉が入ってきたようで熱くなつて続けられなくなつた。その後、一晩以上、鼻の中が熱くて熱くてしようがなくて。同じように被ばくしていくのではないかと心配。」

## (2)郡山市

郡山市では、2011年10月1日付で放射性物質除染マニュアルが策定され<sup>9</sup>、補助金交付事業（郡山市線量低減化活動支援事業）の名の下に、郡山市は地域住民（町内会）を主体とした除染活動を積極的に推奨している。その結果、住民が半ば強制的に除染に駆り出される事態となっている。

郡山市では、町内会単位で50万円の補助金を交付して、町内会に除染を奨励している。本来の町内会活動は、住民の自主性に委ねられるべきものであるにも関わらず、一部の町内会では、地域の除染活動への参加を半ば強制している。そのため、多くの場合女性たちが、意思に反して危険な除染活動に参加を強いられており、そのなかには、妊娠・出産を控えている者もいるという（添付資料6参照）。

### （PTAによる除染活動について）

郡山住民 A（女性。小学5年生長女、4年生次女の母、PTA役員）

「PTA役員として参加せざるを得ないが、不十分な防具しかない。でも子どものために嫌とは言いにくい。無防備で舞い上がった空気を吸い込み、汚された土地を身を粉にして除染をしている。」「校庭の表土をはがしたが、校舎と校舎の壁の間に、はがした表土を積んである。市は持っていない。持っていく場所も決まっていない。少し前だとこっそり運び出して、普通にゴミとして出して焼却炉で燃やしていた。烟を燃やしている人もいたが、最近ようやく公園に埋めるようになった。」

郡山住民 I 除染をすると、助成金がおりるんですね。それで高圧洗浄機を買って、本当に形ばかりですが、通学路の除染をPTAでやろうってことになった。学年ごとで保護者を区切って、午前2時間、午後2時間。保護者が土日を使って、除染をする。」

郡山住民 K 「私たちが除染するところは、側溝も何もないところで、本当に流しっぱなしです。本当はやりたくない。『その後どうするんですか』と思わず質問したら、『溜まるのは隣の中学校になります。そこは高濃度になるので、専門家にお願いしますから、我々でここをやりましょう』と言われた。強制ではないですが。学年ごとに日にちが決まっていて、先週はどこの学年、今週はどこの学年、という形で。『雨が降ったらどうするのですか』と聞いたら、『雨が降った方が飛沫が飛ばな

<sup>9</sup> [http://www.city.koriyama.fukushima.jp/upload/1/3471\\_zyosenmanyal.pdf](http://www.city.koriyama.fukushima.jp/upload/1/3471_zyosenmanyal.pdf)

いので大丈夫です』と言われた。私は行けなかつたけど、参加した人は震えながらやつたそうです。危険を冒してまでも自分たちでやらなければならないというのはおかしいと思っているのは、若い私たちみたいな世代で、ちょっと上になると、助成金をもらった方がいいという考え方。」

また、一時保管場所についても極めて問題が多い状況である。

「郡山市除染マニュアル」や広報では、除染に伴つて生じた土砂類の一時保管場所は、学区内の公共用地（公園やスポーツ広場）を地域の合意の上で選定するとし、人が立ち入ることがないように囲いを設け、放射性物質を含む土砂等を埋設している旨を表示することとする、と定めている。

しかし、実際には、一時保管場所は非表示、非公開とされている。そのため、一時保管場所の周辺住民ですら、認識していない者も多数存在すると考えられ、危険と隣り合わせでの生活を住民、とりわけ子どもが余儀なくされている状況である（添付資料5）。

郡山住民 I 「郡山市内に公園がいっぱいあります。公園を除染すると汚泥が出て、市は汚泥を捨てる場所を自分で決められず、町内会に丸投げした。町内会では、お年寄りが中心に集まるのですが、市営の公園とかスポーツ広場に穴を掘って埋めることに決めてしまう。除染をして土を集めて土嚢袋に入れて、公共の場所に埋めていく。そうすると、突然、子ども達が遊ぶ場所がホットスポットになっている。ハッと気が付くとそういうことになっています。多くの住民には埋めたところも知らない。立ち入り禁止という表示もされない。」

仮置き場については、2012年1月に入っても同様の非公開の状況が続いている、との訴えが寄せられている。

## 4 健康影響と健康診断・内部被ばく検査

住民からの聴き取りで、福島第一原発事故直後の放射線量が最も高かった時期に、危険性を知らされずに外部で放射能汚染に晒された人々が多くいたことが明らかになった。

### (1) 事故直後の放射線被ばく状況

放射線量が最も高い事故直後、福島市、郡山市では水が出ず、子ども連れで外に並んで水を長時間待ち、また買い出し等に出た住民も多かった。住民は2~3時間外にずっと出ていた者もあり、雨に打たれた住民もいる。汚染された水を知らずに飲んだり、利用した住民も多かった。そして、こうした長時間に及ぶ高濃度放射線への曝露の後に、健康状態の悪化が起きたと訴えている。

## 1) 福島市

福島・児童関係施設職員 F 「3月 11～18 日まで水が出ず、ガソリンがなかったので、放射能（放射線量）が一番高いこの時期に、みんな子どもを連れて水を汲みに行っていた。2時間待ち、3時間待ちで。あとは、トイレで流す水がなかったから、近くで小川の水を汲んで来たり、小学校のプールの水を汲みに行って。その時、福島市内は放射線高いから、屋内退避すべき、ってことは全く誰一人知らない状況でした。」  
福島・児童関係施設職 G(女性)「水が出ないだけでなく、スーパーでも物が全然なくて、自転車であっちのスーパー行って、という時期に、すごい放射線を浴びていたということがわかりました。3月 12～17 日までですかね。1週間お風呂に入れませんでした。テレビで、外から帰ったら、うがい手洗いをして、着てた服は洗濯すべき、という報道が始まつても水は出ませんでしたし、水をもらえませんでした。」

## 2) 郡山市

郡山住民 H(女性)「3月の原発の爆発があった後に、みんな体力を消耗して、体の中いろいろな異変が起こっていた。私の場合、水道が止まって、水を汲みに麓山（はやま）まで行っていた。麓山は放射線量が一番高いところでしたが、長蛇の列で、1、2、3時間くらい並んでいた。もちろん原発の周辺の地区はバスが並んで避難とかありましたけども、中通りは避難もなく、外に長時間並びましたね。ところが 16 日になって、『ここの水道は飲んではいけない』という麓山の水道局の発表が出されました。ひどいでしょ。その水でみんな、野菜を洗ったり、飲食したりしていた。」「みんな必死になって家族総出で、順番取りで並んで、水を車に積んで出ていく状況で。それで雨が降ってくる。雪ですね、みぞれの。それを 6 日間続けた。でも皆さん長蛇でした、やっぱり。でもなんにも知らされない。だからその後に、お子さんがどんどん鼻血を出したってのは当たり前のこと。大人の私ですら、具合が悪かったのだから。それを全部否定されて、ただちに健康には影響がないと言われている。7月の中旬まで、頭痛が本当にひどくて、下痢がずっと続いて…」

事故直後、原子力災害現地対策本部が機能不全に陥り、モニタリング・システムや緊急時迅速放射能影響予測ネットワーク（SPEEDI）が有効活用されなかった。政府が関係機関の役割分担を定め、文部科学省がモニタリングデータを取りまとめて公表するようになったのは 3 月 16 日以降のことであり<sup>10</sup>、その間、正確な情報を知らされることのないまま、屋外で被ばくした人々は少なくなかったと考えられる。

<sup>10</sup> <http://www.pref.fukushima.jp/imu/kenkoukanri/chousagaiyou.pdf>

## (2) 内部被ばく検査等の状況

以上のとおり、福島市、郡山市では事故直後に大量の放射能被ばくが懸念されているにも関わらず、内部被ばくに関する十分な検査体制が確立されておらず、健康診断が無料で実施されているわけでもない。福島市、郡山市の住民には、公的な内部被ばく検査、尿検査、血液検査、甲状腺の検査が実施されていない。

福島県は2011年5月、県民健康調査検討委員会を設置し、放射線の影響に関して、「県民健康管理調査」を実施することとし<sup>11</sup>、福島県立医科大学に業務を委託した<sup>12</sup>。この調査では、問診票による基本調査のほか、健康診断、質問紙調査及び18歳以下に対する甲状腺検査を行い、その結果をデータベース化して長期的に管理するとされる。

しかし、実際、福島市、郡山市の住民には、福島県立医科大学から全住民を対象とする調査票が送られてきたにすぎない。

その調査票（添付資料4参照）には、体調や健康状況に関する質問項目は一切なく、行動調査として3月以降の行動について詳細に回答を求めるものとなっている。

既に多くの人が毎日の正確な行動経過を失念しており、極めて煩雑な質問票は住民の反発を招き、少なくない住民が回答をしていないようである。また、回答書を送ったことを契機として健康診断を無料で受けられるようになった、検査を受けた、などの対応は、少なくとも今回の調査では確認されなかった。

内部被ばく検査は、原発に隣接した一部のごく限られた市町村の避難住民を対象に行われているにすぎず、全住民に対する無料の内部被ばく検査の見通しや計画は立っていない。福島県のホームページでも公に告知・募集などがなされていないため、住民は県の公的な内部被ばく検査等にアクセスすることができない状況にある。

こうしたなか、福島市の「市民放射能測定所」など、民間レベルでの測定機関が設立されているが、「市民放射能測定所」は現在予約が殺到し、直ちに測定を受けられないとの住民の声もある。福島第一原発事故に伴う市民の健康調査を行うため、11月10日、獨協医大が福島県二本松市に同医大國際疫学研究室福島分室を設置したが、こちらも長い順番待ちとなっているとのことであった。

さらに、「県民健康管理調査」検討委員会座長を務めている山下俊一福島県立医大副学長は、「毎時100マイクロシーベルトを越えなければ健康に全く影響はない」<sup>13</sup>などと述べてきたことから、その健康調査のあり方には重大な疑義がある。山下氏への不信感、山下氏のモルモットになりたくない、という思いから、調査協力を拒む住民の声も少なからず出された。

<sup>11</sup> <http://www.pref.fukushima.jp/imu/kenkoukanri/chousagaiyou.pdf>

<sup>12</sup> [http://www.fmu.ac.jp/univ/chiiki/health\\_survey/index.html](http://www.fmu.ac.jp/univ/chiiki/health_survey/index.html)

<sup>13</sup> 但し、その後、この発言について、「10マイクロシーベルト/hを超さなければ」の誤りであり、訂正し、「お詫びを申し上げます」と訂正するウェブサイトもみられる。

HRNに対する住民の訴えは以下のとおりであった。

## 1) 福島市

### 住民への内部被ばく検査について

Q：内部被ばく検査を含めた公的な検査・健康診断は行われていますか？

福島住民 C(女性、高校生の母)：「いえ、全然やっていません。尿検査は、双葉とか波江とか警戒地域で、線量が高そうな地域について部分的に行われているだけです。本当は福島県内の子ども達、高校生含めてもいいから、全員尿検査をやってほしいと思いますが、県に問い合わせても尿検査はしませんと言われました。」

Q：山下教授を中心として、健康診断、県民健康調査を30年にわたってやるという報道が出たのに、結局健康診断はやってないということですか？

住民 C：「やってないですよ。健康調査の票は届いたんですが、行動を書かせるだけなんですよ。この日本を汲みに5時間並びました、等。だから健康調査にならないですね。毎日の行動を覚えていないし、面倒だから書かないって人もいます。」

Q：送られてくる健康調査の票は、問診票ではないのですか。提出するだけで終わりなのですか。その後健康診断をしないのですか？

渡利住民・「中手氏」：「県からの調査票には、健康に関する質問・体調を尋ねる質問は1個もありません。話によると、被ばく量を推定して、ハイリスクグループを分類して、その人達に対してこれから健康調査を実施するという予定らしいです。」

福島住民 C：「みんな被ばくしているわけですから、全員健康調査をすべきです。」

### 未就学児への内部被ばく検査について

Q：未就学児に対する健康診断、放射能の問題に関する、内部被ばく検査であるとか、尿検査であるとか、甲状腺検査は始まっていますか？

福島児童関係施設職員 F：「未就学児の健康診断は普通の内科検診だけで、放射線の影響に関する検査はありません。内部被ばく検査などは順番待ちです。今、飯館とか飯野とか川俣とかは始まったんですけど、福島市に来るまでにはまだ何ヶ月もかかります。個人的にやるには何万円も払わないといけない。ホールボディカウンター検査をしてほしい、と福島県立医大に電話したんですけど、『医大に置いてあるホールボディカウンターは、原発事故で作業に当たっている方が、何かの事故が起きて、大きな放射線を浴びた場合にだけ使用する、一般の方を対象にはやっていない』と断られました。納得できません。」

同職員 G：「何月何日に何をしていましたか、っていうのを提出して下さい、って言われたんですけど、事故後って一番大変な時期で、食べるものも危うい時に、何時から何時に何してて、って記録していないし、すごいパニックで、思い出そうとしても正確に思い出せないし、それを基準に避難、補償の対象にします、とか言われるとしたら、ここの人達はとても不利だと思うんですよね。」「この先何かがあっても、因果関係は認められません、といって終わりそうな気がします。」

## 2)郡山市

### ・住民に対する内部被ばく検査について

Q：公的な内部被ばく検査、尿検査、血液検査等はないのですか？

郡山住民 G(女性、8歳の二人の子供と9歳の子どもの母)「ありません。子ども達の内部被ばくが心配。特に感受性が高いと言われていますので。公的な内部被ばく検査や健康診断はないので、福島の「市民放射能測定所」<sup>14</sup>に依頼が殺到して、今では予約もできない状況。友人のなかに10月くらいに「市民放射能測定所」でホールボディカウンターで測定を受けた人がおり、だんだん結果が出てきて、注意レベルの子とか出てきて、自分の子どもの健康が心配です。」

郡山住民 H：(女性、2児の母)（体調不良を訴えていたため健康診断は受けていないのか質問すると）「大人はまず健康診断は受けられません。順番待ちで、子どもが優先です。血液検査を受けたいと思っていますが、病院に行って放射能の話をしても、快く受け入れてくれる先生がいない、と聞いています。お医者さんにそういう話をすると、嫌な顔をされたり、話をはぐらかされてしまうと聞いています。郡山では難しいので、来年は東京で保養をし、その間に病院で検査してもらいたいと思っています。」

### ・内部被ばく検査のあり方について

郡山住民 A：「平田中央病院は、ホールボディカウンターで無料で内部被ばくの検査ができるということで、受付募集をしています。但し、その結果を本人に知らせる前に福島県立医大に知らせることになっているので、山下教授等に利用されたくないので受診はしません。県外に子どもを連れて検査にいこうか、と思ったけれど、1検体3万円かかると言われて断念しました。それと、甲状腺の診断に使うエコー検査は県外ではより困難になっていて、診察を断られると聞いています。県の政策でそうなっているのでしょうか。」

郡山住民 H：「平田（中央病院）で子どものホールボディカウンターを受けた。兄も弟も1キロあたり70ベクレルと言われた。70なら大丈夫、1000以上でないと体の除染をする必要はないと言われた。でもベラルーシでは1キロ当たり50ベクレル以上が内部被ばくと言われているという。子どもたちは今も外で一生懸命部活をしている。どう防いでいいのかわからない。」

## (3) 県の回答

これらの問題について、HRNの調査に対し、福島県は添付資料5のとおり回答している。概要は以下の通りである。<sup>15</sup>

<sup>14</sup> ホールボディカウンターと食品の放射線測定器を備えた民間の測定所が、子どもを放射能から守る福島ネットワークなどのイニシアティブで、Days Japan の支援等を受けて設置された

<sup>15</sup> 健康調査に関連して、2012年1月12日付の報道によれば、政府と福島県は来年度、同県の新生児の母親のうち希望者を対象に、母乳の放射性物質の検査を実施することを決めたとされる。  
<http://mainichi.jp/select/jiken/news/20120113k0000m040067000c.html>

### 【内部被ばく検査】

現在、ホールボディカウンターの機器が非常に数少なく、公開した際に問い合わせなどが殺到し対応できないため(福島県2台、茨城県4台。福島県は来年3月中旬に、7台に増やす予定)、窓口を設置しておらず、また測定予定を公開していない。その上で、警戒区域の双葉郡を優先して調査している。福島での検査と、茨城の研究開発機構で、バス送迎をつけての検査で対応している。今後、福島県で購入し7台に増やして対応するほか、購入した市町村にも対応してもらう予定。

### 【甲状腺・尿検査】

甲状腺は計画公表されている。尿検査については、下記2通りでの対応を予定。

一、甲状腺検査において、追加検査が必要とされた方に対しては、2次検査という形で尿検査を実施。

甲状腺の検査については、発災時概ね18歳以下の県内居住者(県外避難者を含む)を対象として、現在、現状確認のための第一回目の甲状腺超音波検査を実施しているところであり、平成23年度は、避難区域等の市町村を対象に検査を行い、24年度以降25年度末を目途に、他の地域の市町村における検査を実施予定。26年度以降20歳までは2年に1回、20歳以降は5年に1回の検査を継続して実施予定。

二、避難区域等の住民に対し、通常の健診項目に加えて尿潜血検査を追加して実施する。

## 5 学校給食と食の安全

このように深刻な不安を抱えたなか、それでも避難指示がなされていないことから、自主避難等をしない住民等は、「せめて内部被ばくをしないように」「食の安全を確保したい」と訴える。しかしながら、食の安全は極めて深刻な事態にあることがわかる。

### (1) 給食の安全について

放射能の被害に最も影響を受けやすい子どもたちの口に強制的にに入る給食については、高度の安全性が保障される必要がある。しかし、給食の安全性の検査体制は十分なものではなく、かつ「地産地消」として福島県産の食材が導入されている。

福島市では、市内の学校給食において2011年12月より、同年度福島県会津産「コシヒカリ」が導入されている<sup>16</sup>。また、県内産の食材が使用されているとされる。また、郡山市では、2011年11月より、同年度郡山産の「あさか舞」(安積米)が導入された<sup>17</sup>。

福島市、郡山市はそのウェブサイトで、それぞれの米の安全性が確認されたとする検査

<sup>16</sup> <http://shinsai.city.fukushima.fukushima.jp/wp-content/uploads/2011/12/hotaikedda.-kome.pdf>

<sup>17</sup> [http://www.city.koriyama.fukushima.jp/pcp\\_portal/PortalServlet?DISPLAY\\_ID=DIRECT&NEXT\\_DISPLAY\\_ID=U000004&CONTENTS\\_ID=25179](http://www.city.koriyama.fukushima.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=25179)

結果を公表しているが、全品検査がされていないため、安全性が必ずしも保証されていない。また、牛乳についても福島県産のものが給食として提供されている。

福島市と郡山市の小中学校のなかでは、自宅からの持参が許可されない学校もあるというが、多くの学校では、給食に懸念を持つ家庭の子どもについては、米と牛乳について家から持参させることを許しているようである。しかしながら、保護者のほうから申し出ない限りそのような選択肢が示されない学校も少なくない。また、選択肢が認められたとしても、自宅から持参をする子どもは少数派であり、周囲との関係で孤立したくないなどの考え方から、自宅からの持参に踏み切れないという声も少なからず聞かれた。また、子どもの視点からすれば、こうした判断・選択は、親の問題意識や経済状態等の条件が整って初めて実現することであって、すべての子どもへの健康に配慮した措置とはいえない。

さらに、給食センターに電話をしても産地を教えてくれず、不安なまま子どもに食べさせている、という声も出された。

#### 1) 福島市の実情

**福島住民 D** 「給食は、地産地消と言われている。『安全確認しながら提供します』という話になっている。給食センター便りに安全性について書いてあるが、詳しくは掲載されていない。給食が嫌であれば弁当を持っていくことはできるのだろうけれど、弁当を持ってくる人というのを見たことはありません。」

#### 2) 郡山市の実情

##### ・「あさか舞」導入の経緯・安全性について

**郡山住民 A** 「最初学校は、県外産を使うと言っていた。ところが、11月からは福島県の郡山で採れた米・『あさか舞』を使うようになった。自分が何かやらないと変わらないと思い、校長に話をした。しかし、校長は、県が二重の検査をして安全だ、とメディアにアピールしているし、市やP連PTA連合もあさか舞に賛成しているし、県外に福島産の米を出荷しているのに県内が県外産を使っているのは許されない状況だ、と言って、状況を変えることはとても難しいと言う。知事の安全宣言を出したこと自体が危険。それを大人ではなく子どもに食べさせるという小学校の姿勢に『子どもを救おうと思っていないのではないか』と危険性を感じる。うちの子の学校では、自宅からご飯を持参してもよいが、学校単位で取り扱いが異なる。ほかの学校では、子どもがご飯を持参したが、食べちゃダメと言われた。」

##### ・産地の公表について

**郡山住民 C** (小学4年生長男、6歳次男、3歳長女の母) 「私の子の学校は、給食センター(民間)に委託して、給食を作つてもらって運んでくる。そこに個人的に電話したが、産地は教えてもらえなかった。幼稚園も教えてくれない。不安の中でわが子に食

べさせている。他の幼稚園で、自園で給食を出しているところは、産地を公表している。雰囲気的にモンスター・ペアレントと見られそうで、集団での要望が出しにくく、諦めてしまう。要望を言う人の方が少ない。言うような人は既に避難している。」

・自宅からの持参について

郡山住民 B (小学4年生長男、5歳長女の母) 「夫は、行政の判断で現地産の米と牛乳を児童に与えているのに、自分の子どもだけには与えないというわけにはいかないと言う。自分は反対だが、離婚してまで拒絶したり避難したりすることはできない。子どもには学校の米と牛乳を飲食させている。」

郡山住民 D (中学3年生長女、小学5年生次女、小学1年生三女の母) 「牛乳、ご飯は選択できるけれど、ほとんど選択している人はいない。」

郡山住民 E (小学6年生長男、小学2年生長女の母) 「私の子どもの小学校のクラスでは、21人中3名が給食牛乳を飲まない、7名が給食米を食べない。」

郡山住民 I 「食べさせるかどうか選べるといいですが、学校からそういう提案はないですよ。こっちから言わないと、牛乳もそう。そうすると子どもは、『みんなやってないのに、俺ばっかり～』と文句を言う。」

(A、C、D、E、I は自宅持参をしているが、福島市、郡山市全体のなかでは少数派である。)

なお、HRN が、郡山市学校教育部 学校管理課に対し、あさか舞の安全検査について確認したところ、JA 郡山に頼んで、2段階での検査を実施しているとの回答であった。

1段階：玄米での検査 1袋30キログラムから、1キロの検体を抽出し、測定。  
2段階：精米での検査 1ロット（概ね1000~4000キロベクレル）から、最初、真ん中、最後に分けて、合計1キロの検体を抽出し、10ベクレル以下を検出限界値として測定。<sup>18</sup>これに対し、住民からは以下のような懸念も表明された。

郡山住民 H 「結局30キロの袋をからちょっとずつ取って1キロ集めて、機械にかけて、それで安全ですって言われて。それだと900分の1キロしか調べていないですよね？それで10ベクレル以下って薄まってしまうじゃないですか？」

### 3) 教職員側の実情

教師の間でも、給食については不安を訴える声があるものの、多数の声とはなっていない

<sup>18</sup>さらに、郡山市の9つの町村のうち、事前調査の際、20,30ベクレルなどの高めの値が出た地域からは、学校給食用には出荷を禁止し、10ベクレル以下だった町村からのみ出荷。1週間に1回、炊飯を委託されているパン屋から炊飯前の米を抜き打ちで、持ってこさせて検査しているという(2012年1月12日)。

いようである。

**郡山教員 J(男性)** 「今一番気になっていることは、子どもにどのような食べ物を与えるか。内部被ばくです。郡山では、『あさか舞』を小中の子ども達に食べさせるということになり、既に 11 月 8 日に決まり、次の週から導入されてしまった。非常に私としては、とても耐えられないということで、なんとか止めたいと思っています。」「しかし、正直な話を申しますと、私自身が変人扱いされています。290 人教員がいるが、私と同じ考え方を持っているのは、ほんの 5、6 人程度です。皆さん口にするのもタブー視されている。校長にも『地方公務員なのに、地元の人が作った物を食べられないのか』と言われます。近隣の小学校で郷土の勉強（をして）、『あさか舞』は安全です、みんなで食べよう、と農家の人と共同して、劇が行われたところもある。郷土の勉強ということで毎年行われるのですけど、現状に逆行した様な授業が現状行われているのが正直な話です。」

**福島県教職員組合・國分俊樹氏** 「放射能への反応は、県内でも人ごとに地域ごとにかなり温度差がある。例えば、会津地方は、毎時 0.2 マイクロシーベルトが出て、それで安全宣言するのかどうかを迷っている。喜多方では、今秋安全宣言が出たが、学校給食の栄養教職員が県内産以外の食材を要求すると、栄養教職員が集められて、安全だからと県内産を使用するように指導された。栄養教職員が県外の食材を要求すると、生産者側から突き上げがあって、校長が栄養教職員を指導する。」「ND (Not Detective) 値の問題もある。測定不能値のことだが、短時間の測定では 2~30 ベクレル以下の数値を測れない。それ以上の計測できる数値が出ないから、検出されなかつたという記載になってしまう。市町村教育委員会は、しばしばそうすることをする。」

「栄養教職員は、保護者の思いはわかりながら、最近では諦め気分というところ。長いものに巻かれろ。保護者の問合せの対応にも時間を取られる中で、だんだん動こうとする雰囲気はなくなっていく。」「地元のあさか舞（安積米）のブランドについても、その安全性について交渉したが、行政は、生産者の顔が見える米だということで強行してしまう。県が行った米に対する検査は水田 15 ヘクタールについてわずか 2ヶ所を抽出して検査するだけというものである。給食検査も、少なくとも郡山では、出来上がった料理を検査している訳ではない。保護者の中でも、最初は活動的な方々と一緒にやっていたが、そうした人々はすでに避難してしまった。」

「教職員の自由は確保されているが、郡山では教育委員会から教職員はこの問題で中立性を持てとことさらな指示があった。そういう形で圧力が始めている。行政だけではなく、生産者側からの圧力が背後にある。」

他方、栄養教職員も、給食の安全性を確信できないまま、給食の供給を続けている状況にある。

福島県教職員組合が栄養教職員に対して行ったアンケート調査の結果から、栄養教職員

自身が給食の安全性に不安を感じている状況が示されている（添付資料7）。

例えば、「放射線量の測定器が学校にはないので、実際の線量がわからない。出荷されているものが本当に安全なのか確認することができないので不安である」（岩瀬）、「特に野菜については、そのものの安全性が確実ではない」（岩瀬）、「納入される食材が本当に安全であるか確認できない」（石川）、「給食便りで、給食は安全であると示して良いのか悩む」（福島）、「『給食で使うから安全だ！』というPRに学校給食を利用するのかどうなのか。もっと違うやり方があるはず」（福島）、「ピンポイント調査なので実際に使用している食材が安全かどうか心配である」（東白）、「出回っている食材は安全かも知れないが、全量検査でないと、公表している数値を鵜呑みにしてよいのか判断しかねる」（郡山）などの声があがっている。

県外産の食材を使用しているとの回答も多かったものの、県内産の食材を使用している現場には、現場の栄養教職員自身に悩みが多くみられる。

#### 4) 給食の安全性の体制

給食の安全性については、福島市においても、郡山市においても、県内で検査を受けて安全性が確認された食材のみを給食に使用しているから安全であるとしている。

しかしながら、①食材の安全性についてはサンプル検査に過ぎず、全品検査でないこと、②その検査体制は後述する通り、極めて荒いサンプル検査であって綿密なものとは言い難いこと、③検査機械の検出限界が20～30ベクレルとされ、検出限界以下の汚染は測定されずに「不検出」（ND）とされることから、安全性を確認された食材を使用しているから安全であるとは言い難い。

福島市では、ベラルーシ製の食品内放射能測定器を4台導入し、福島市学校給食センター、単独給食実施校（26校）について、当日納入された食材のうち野菜、食肉など一人当たりの使用量・使用頻度の高い食材について、ヨウ素131、セシウム134、137を検査する体制をとっているが、測定頻度は、各給食センターについては週1回程度、単独給食実施校については、月2回に過ぎない。また、検出限界は20ベクレル/キログラムとされる。

他方、郡山市においてはこのようなシステムは導入されていない。

#### 5) 県・国・市の対応

この点、HRNが、県の対応を確認したところ、県からは「全ての市町村に対しての現状調査はしておらず、給食における放射線測定器の導入状況について、全ては把握していない。」とし、今後の対応について、「国の第三次補正予算に於いては、給食の放射線測定について17都道府県で1億円の予算が計上されており、だいたい1県5台程度の測定器購入が見込まれている。」とする。

文部科学省は2011年11月30日付で、都道府県が給食食材の放射線量を検査するための機器を購入する際、費用の2分の1程度を補助する方針を公表しているが、その規模は全体で1億円に過ぎず、到底福島県の小中学校全校に行き渡る予算規模ではない。<sup>19</sup>

子どもたちの給食の安全を確保するためには、福島市、郡山市、そして県内の年間推計外部放射線量（自然放射線を除く）が1ミリシーベルトを超える地域のすべての小中学校に、学校単位で放射線測定器を設置して、全品検査をすることが必要であると考えられるが、そのような措置には遠く及んでいない。

## (2) 食の安全について

HRN 調査団に対し、調査を通じ、学校給食にとどまらず、食品の安全性検査体制について疑問を呈する声が多く出された。

例えば、福島県産の米については、平成 23 年産米の収穫前に、あらかじめ放射性物質濃度の傾向を把握するための予備調査を行い、かつ、収穫後に出荷制限の要否を判断するための本調査を行うという二段階の検査を実施され、本検査において、暫定規制値を超えたところはなかったという。しかし、2011 年 11 月 30 日までに、福島市（旧小国村の区域）及び伊達市（旧小国村及び旧月館町の区域）で生産された玄米（本検査において、直接サンプル調査していないもの）から暫定規制値（500 ベクレル/キログラム）を超える放射性セシウムが検出されており、これを受け、原子力災害対策本部は福島県に対し、上記区域で生産された平成 23 年産米の出荷制限を指示している<sup>20</sup>。県の行うサンプル検査に対する不信が広がる事態である。

その一方、福島民友等の県内の新聞において、産地別の放射能汚染測定結果が毎日掲載されていることから、これを根拠として食品の安全性を判断し、購入する食材を決定しているという住民の声も寄せられた（郡山住民 E）。

そこで HRN は、食品の検査体制の正確な実態を確認するため、福島県に問い合わせを行い、添付資料 5 のとおり回答を得た。

例えば米については、当時緊急検査の対象になった福島市（旧小国村、大波地区）については、「地区内の稲作農家の全袋を検査対象として、1 袋（30 キログラム）から 1 検体を採取して検査」するとし、特定避難勧奨地点が点在する地域等（3 市 21 旧市町村）については、「1 戸 1 検体を原則」とするが、それ以外に地域については、明確なルールもないようである。

野菜については、指定された畑（5 アール、10 アールなどの規模）に職員が出向いて 600 グラム～1 キログラムをサンプリングして測定するが、そのサンプルの選定に明確な基準はない。

人工栽培のきのこについては県が主体となり、基本 1 生産者から母体の量に関わりなくラ

<sup>19</sup> <http://www.asahi.com/edu/news/TKY201109210796.html>

<sup>20</sup> 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会中間報告 320p

ンダムに 500 グラムを取り、測定する。山菜については、群生している地域から 300～500 グラムを職員がランダムに採取して測定する。いずれも選定に明確な基準はない。

魚については、概略、週に 1 回検査し、一度の検体は 100 検体前後ということであるが、川魚については、基本的に 1 河川につき月 1 回で採取。大きい川は随時対応することである。

このような極めて荒いサンプル検査は、全体の安全性を保障するものとは到底いえない。

こうした検査体制は、生産者そのものを苦しめている。大波地区の米がセシウムで汚染されているとして出荷停止となった。しかし当初、問題となった田の耕作者は出荷に当たり自分の田の米についての検査を求めたが、行政は検査をしてくれなかつたという。

危ないので出荷をせず、親戚にも配布せず、自家消費用に取っておいたが、自家用でも危なそうであるから自ら持ち込んで検査をしたところ、高い値が出たという(複数の住民から聴き取り)。<sup>21</sup>

他方、HRN の調査後、県内の農民から「県の検査だけでなく、生産者別の検査を行ってもらい、検査証で安全性を証明された。それでも信用されずに売れないと」という訴えも出された。全体としての精緻な食品の検査体制が確立され、食の安全に対する回復を取り戻すことは、風評被害をなくすうえでも重要である。

郡山住民 I は、「今望むこととして、「本当は測定所・測定器が欲しい。みんなが早く、自分の食べるものが大丈夫なのか知りたい。ここに残らなくちゃいけないなら、内部被ばくが少なかつたらいいわけだから、測定器が欲しいって思っているのですが、お金がかかる。ものです。中途半端な気持ちでは使ってはいけないという方もいる。福島県の米、農家をつぶす気かと言う声もあった」と述べる。

住民は、自分や家族の身体がどれだけ汚染されているのかを知る権利も保障されず、毎日食べている食糧がどれだけ汚染されているかを知る権利も保障されていない。個人の最も大切な権利である身体に対する権利が保障されていないのである。

県の食品検査体制は抜本的に改善される必要があることが確認された。

## 6 浸透する「安全キャンペーン」と懸念する住民の孤立化

福島県では、県災害対策本部が 2011 年 6 月 30 日に「放射線と健康に関する Q&A」を公表し、さらには山下俊一氏による「福島県放射線健康リスク管理アドバイザーによる講演会」を実施して、原発周辺住民に対する放射線被ばくの実情が安全であり心配はいらないとするメッセージを県民に積極的に提供する活動が行われてきた。

これらは、国の「低線量被ばくリスク管理に関するワーキンググループ報告書」(平成 23 年 12 月 22 日) に代表されるように、現在の低線量被ばくの健康に対する安全性を強調す

<sup>21</sup><http://www.asahi.com/national/update/1117/TKY201111170422.html>

るものとなっている。

低線量被ばくの健康に対する危険性は証明されていないにもかかわらず、県や市は単に安全を強調する態度に終始しているが、これに対しては住民に不信感が持たれている一方、状況に疲れ果てた住民は繰り返される安全キャンペーンを受け入れるようになり、これに疑問を持つ住民が孤立する事態が生まれている。

### (1) 「安全」を強調し、「不安」を持つことを否定する

独立行政法人日本原子力研究開発機構は、小中学校、幼稚園、保育園等の保護者・教員などを対象に、「放射線に関するご質問に答える会」を開催し、福島県に入って説明会を開催した<sup>22</sup>。しかし、それは、過度に安全性を強調し、子どもや自身の健康を懸念する住民が不安を持つこと自体を「よくない傾向」として否定する内容であったという。

福島・児童関係施設職員 F 「放射能に関して心配なことがありましたら、何でも聞いて下さい、ということなので聞いてみると、『全く問題はないです』と言われた。『甲状腺がんは子どもに今後誰一人発生しない。今回の福島原発の事故に関しては、 Chernobyl (原発事故) よりも低い放射線量です。もしあるとしたら、心配だという母親のストレスです』という話し方でした。自分の子どもの具合が悪いこと（鼻血、下痢等）が頻繁に起こっているのに、母親のストレスが問題だと言われてしまった。」

福島・児童関係施設職員 G 「感受性によってはがんの発生率が高くなるので、放射線の影響はゼロに近い方がいいのではと言うと、『そういう考え方を持つことの方が子どもに悪影響を与える』と鼻で笑われました。」

但し、上記 F,G によれば、そのような話をする日本原子力研究開発機構の派遣者自身、「頻繁に福島に行くと派遣者の積算被ばく線量が上がってしまう」との理由から、機構では説明に現地入りするのは 3 回を限度にするとされており、福島に入る前後に線量を計測することが求められている、と述べていた、と言い、言葉とは裏腹な行動をとっている。

さらに、行政や学校でも様々なセミナーが開催されているが、「安全」を強調するものとなっている。「厚生労働省だか文部科学省だかの人があえて、その人と市の教育委員会のセミナーに一回出た。『水は大丈夫ですか、本当に』って聞いたら、福島の水は絶対安全です。セシウムは重いから、下に沈むから大丈夫ですと言われた。」(福島・児童関係施設 G) という発言もある。小学校主催の放射線に関する講演会は、放射能の危険性も正しく話せる講師を選んでほしい、と要望しても、「危険性をあおる」として認められず、安全性を強調するものとなってしまうという (福島住民 A, C)。

講演会に参加した母親 (福島住民 A) は、講演した医者が「将来がんになるかどうかは、宝くじに当たるようなもの。宝くじを買ってもなかなか当たらないでしょ。だから大丈夫。」という言い方に腹を立てていた。これは、現実には誰かに当たることを無視した言い方である。

<sup>22</sup> <http://www.jaea.go.jp/02/press2011/p11071201/index.html>

住民たちは、疑問を持っても安全だと言われ続け、自分の懸念を否定され続けるため、諦めと疲労、絶望感を募らせるようになる。そして、安全であると信じたり、宣伝したりする人々に周囲を取り囲まれて、自分だけが考えを異にするので孤立を深めることとなる。

福島住民 A 「現実から逃げてる人も沢山いると思う、もう疲れきって。何も起こっていないじゃないですか。そういう人達は、『もう静かにしてくれ、だまっててくれ、私たちは普通の生活してるんだから』みたいな。」

福島・児童関係施設職員 F 「福島での情報と、福島県外の情報ってすごく開きがあるんです。福島県ですと、県のこういう安全キャンペーン、県もそうですし、国もそうですし。『とりあえず大丈夫、大丈夫だからここに安心していいよ』って。その代わり、除染するから、と言う。県内、市内に住んでいる限り、誰も大丈夫だとしか言わないんです。」

## (2) 不安を口にできない

県災害対策本部が出している保護者向けのパンフレットには、子どもの健康の原因はストレス性であり、保護者のストレスが子どもの健康に影響するので保護者的心身の管理こそが大事、と示唆されている<sup>23</sup>。

講演会などで質問すると、科学的な根拠でそれを否定するのではなく、「不安に思うことがストレスになっている」と言われてしまう、という。学校に給食のことや、除染のことで問い合わせると、「モンスターペアレント」だと扱われてしまい、言い出すことを躊躇し、諦めてしまう親が多い（郡山住民 C）。国が、県が「安全」だと言っているのに、「安全」だと思えない自分は、人一倍神経質なだけに思えて、自分の不安を誰にも言えなくなってしまう状況だという。

食の安全についても同様である。福島会議で食の安全について発言した母親は、給食の内部被ばくのことを話した際に、会議に出席した農業従事者から、「農家をやっていて、当然実害はあった。今は実害というか風評被害にすごく困っている。で、その風評被害の元をたどってみたときに、敵は目の前にいた。」「結局、目の前の地元の人間が食べないことが、風評被害になっている。」と言われたという。「福島会議と言うので、色々なことをディスカッションして、解決していくのかなって思っていたのに。敵って言われたときには、我々は敵ではないよ、って思った。消費者は選ぶ権利もありますしね。そうやって福島県を分断していく」（郡山住民 K）。本来なら、協力し合って現在の状況に立ち向かわなければいけない人たちが、生産者と消費者という形で、分断されてしまい、分断を解消することが困難な状況である。

夫婦でも家族でも放射線に対する感じ方が異なるため、不安に感じている人は、自分の気持ちを受けとめてもらえる場がない。お互いが危険性を感じて避難しようという意見の夫婦は、すぐ避難してもう福島にはいない。また、お互いが残ろうという考え方の夫婦は少なくとも表面的には葛藤はない。一方（多くの場合男性）が安全だと思い、他方（多くの

<sup>23</sup> [http://www.pref.fukushima.jp/j/04\\_web.pdf](http://www.pref.fukushima.jp/j/04_web.pdf)

場合女性）が不安を抱いている夫婦においては、不安を受けとめてくれる人がいないことになる（福島・児童関係施設職員 F、G、郡山住民 B）。

これまで普通に付き合ってきた人でも、放射能に関する考え方が人によって異なる。同じような考え方をしていると思っていた人からも、「もう安全なんじやないの」と言われ、誰に何を話していいのかわからなくなるという（郡山住民 A など）。

今回、HRN のインタビューに協力した住民のほとんどは、人目のつかない場所でないと不安について話ができない、として、密室でのインタビューを条件として希望した。

家族の中でも、友人関係においても、地域の中でも本音で話すことができず、孤立し、追い詰められている状況が浮かび上がった。

### （3）県外の人たちからの孤立

県外の人たちからは、子どもを避難させないことについて非難され傷つくという経験をしている。「逃げるあても、お金もないのに、子どもがいるのに福島にとどまっていることについて、無責任だと言われる。また、女子高校生に対して、『10年間子どもを産むな』という親戚もいる」という（児童関係施設職員 F、G など）。

多くの人々は、事情が許せば避難したいと考えている。避難できない事情があるにもかかわらず、その事情を汲み取ってもらはず、子どもがいるのに避難をしていない、という状況に対して冷たい視線が向けられる。

県内では「安全」と言われ、避難をするという考え自体がおかしいかのように思われ、他方で県外の人々からは子どもを避難させないことについて責められる。住民たちはどこからも孤立させられてしまっている。

## 7 子どもを取り巻く状況

### （1）放射線防護

事故直後は、子どもの放射線被ばくを避けるために、マスクを着用したり、外遊びを控える風潮があったが、現在では、安全キャンペーンの中でそうしたことはなくなりつつあり、登下校にマスクをしない子どもが多数である。

**郡山・教師 J** 「私達の学校は、小学校、中学部、高等部まであり、全部で子どもが 300 名前後います。親御さんと共同してマスク着用を行っているのは、私の学級のみ、生徒は 6 名です。ほとんどのお子さんがマスクをつけずに登校する様な状態です。親御さん達自体が、本当のことを知らなさすぎる。テレビでの報道にのみ動かされているので、もう安全ですと言われば安全だと思ってしまっている親御さんがほとんどです。」

**郡山住民 C** 「学校に行く時はマスクをさせている。しかし、下校時もマスクをしていない子がほとんど。気についていた人達がいなくなつた。疲れてしまったのではないかと思う。やり続けている自分が孤立している。マスクをして肌を出さないので、皮膚病、

アトピーが増えている。大人はいいけれど、子どもが不憫です。」

「登校時間内外問わず、校庭内外で遊ぶ子どもがいる。その親に聞くと、『子どもがそうしたいと言っているから』という答えが返ってくる。自分の子どもは『今遊びたいが、将来健康被害の危険性を考えて我慢する』と言って外遊びをしない。」

郡山住民E 「暑いのに帽子、マスク、ジャンパー（着用）により、汗をかき、口の周りがただれてしまったので、多くの子どもは着用を止めている。少数の子どものみマスクを着用している。」

線量計が子どもたちに配布されたようになった時期は、地域によって異なるが、事故から相当経過した後であり、郡山市については「送られてきたのはつい最近。本当に子どもの健康のことを考えているのか。」と母親たちが憤っていた（郡山住民G、K）。未就学児は比較的きちんと首に下げているようであるが、就学になると、配布された線量計に関する正しい指導もなく、形骸化している状況が判明した。例えば「最初線量計を配るときに説明会はなくて、プリントが一枚配布されただけです。数値が高くなったらどうするか、ということはプリントには書いてありませんでしたし、わかりません。下の子は、女の子なので、鞄に入れてますが、上の男の子は普通に家に置きっぱなしにしています。何の意味もない。学校に、1ヶ月に1度くらい（線量計を）提出して、通知がきて、数字が出ますが、数値の見方もよくわからなくて。」（福島住民D）という声は一般的である。

## （2）屋外活動・課外活動

福島市のある地区での聴き取りでは、部活も再開され、屋外体育も実施され、親の判断でこれを受けさせることも受けさせないこともできる（住民D）、郡山市のある地区の聴き取りでは、屋外体育はせず、部活は親の同意あれば3時間以内というルールで認め、遊びの時間の屋外での遊びも親の判断で認められているという（住民A～E）。

しかし、現在の校内での多数派は「外で遊ぶ、部活をする、給食を食べる」という子どもであり、それと異なる行動を選ぶ子どもは孤立しかねない。親が懸念をしている場合でも、子どもたちの要望で、外遊びや部活を容認せざるを得ない状況になっている。

福島住民D 「やっぱり中学生の子どもを、親がコントロールするっていうのは難しかったですね。体育の授業とか外でやるのは、親の判断ということで、うちの子はダメって言ったんですが。男の子には部活動を外でやらせてもいい、という親が大半で。「うちには屋内で」と決めた子が2、3名だったので、うちの息子は、もう（外で）やらせてくくれって。」

未就学児についても、同様の事態となっている。

児童関係施設職員 G 「事故当初に、もう絶対外には出さないで下さいって言ってたお母さんも、やっぱりみんなが安全だって言ってるからもう出して下さいってなったりし

て、意見が分かれてきたというか。最初の頃はみんながみんな窓を開けてないですよね？とか言っていたのが、やっぱり外で遊ばせてあげたいし、みんな大丈夫だって言うし。」

児童関係施設職員 F 「本当に心配だっていう人は既にいなくなっているし。後は事情があって残っているか、大丈夫だと思っているか。」

子どもが部活動を行っている場合、「安全」であるということが前提で部活動が行われているため、親が少しでも放射能の影響を少なくするために部活を休ませると、その不利益が子どもを直撃することになる。

ある母親は夏休みに中学 2 年生の息子を一時的に他県に避難させたことが、息子を部活内で孤立させ、最終的には部活をやめることにつながってしまった、と話した。

(郡山住民 I) 「夏休み中の一時避難で夏休みの部活を休むことになったが、部活の先生が避難の必要性について理解せず、同じ部活の生徒に「あいつとの付き合い方を変えた方がいいぞ」などと言ったりした。子どもは部内で孤立し、夏休みの段階で既に部活に行くことができなくなってしまった。私がその事実を知ったのは、11 月に入ってからの三者面談の時だった。部活の先生には、夏休みの懇親会の段階で子どもを休ませることについて話をしたが、避難したことについて配慮する姿勢は感じられなかった。子どもから「お母さんがやってることは、みんなプラスじゃなくて、俺にはマイナスだった」と言われた。と涙まじりに話した。夏休みには、ほかの子どもも夏休み中の一時避難に誘ったが、「部活がある」という理由で参加出来なかった家庭もある」

避難を選択した子どもは、避難への無理解から、部活動という中学生の人間関係や今後の成長にとって貴重な経験を奪われてしまった。また、学校が「安全」を前提に活動を行っているなかで、子どもたちに避難の必要性・有効性を理解させることは容易ではない。さらに、親にとっても、学校の考え方に対する行動をとることは、子どもが学校で孤立するなどの不利益が予想されることから、かなり困難になる。母親は「子どもを人質にとられている」と表現した（郡山住民 I）。

### (3) 高校生の状況

子どものなかでも高校生については特に十分な放射線防護がなされず、対応が十分でないことが明らかになった。

小学校・中学校における線量や除染が話題になり、線量計を持たせることが議論されるようになったのに、高校では特別な対応はなかったという。高校生を持つ住民は、高校の表土を削らないのか県庁に電話をしたが、「予定はない」と言われた。夏休みに入ってようやく、一定の線量を超えるところについて校庭の表土を削ったという（福島市住民 C）。

また、そうしたなか、早々に部活が再開され、屋外活動を続けてきたという。

福島市住民 A 「渡利に高校がありますが、そこの高校生達は、もうそこでランニングしたり、校庭も表土を取り替える前から、野球、サッカーをしていた。目を疑いました。」

福島市住民 C 「高校は、4月8日くらいから新学期が始まって、最初部活は1時間か2時間くらいと時間が短かったのですが、それでも野球やサッカーなど、外でやる部活を平気でやっていた。連休明けくらいから、午後6時とか6時半とか普通の時間に戻りました。承諾書は取っていますが。高校生はやっぱり野球とかになると、多少危険だと思っても言えない状況です。私の子も、弓道で心配ですが、子どもが『みんながやっているのに自分だけやらないわけにいかない』と言って部活をする。体育もそうです。プールはさすがにやっていたので安心しましたが。」

この母親は、夏には「全国高等学校総合文化祭」<sup>24</sup>が行われたが、福島県に全国から高校生を招聘して行事を行わせたこと自体が「福島安全キャンペーン」のプロガンダに利用された、と懸念する。「県の担当者に電話して、『大丈夫なんですか』と聞いたら、『でも普通に生活できますよ！』と言われた。」という。福島市音楽堂がある福島市入江町は線量が高いのに、この祭典で高校生が集まる会場になっているため、県の担当者に除染を完了したか問い合わせたところ、除染は一切していないという回答であったという（福島住民 C）。

高校生になると、活動範囲も広くなり、親の意思をそれぞれの行動に活動に反映させることは事実上困難になる。かといって、高校において、放射能の危険性を正しく判断し行動するために十分な放射能教育がなされているとは言い難い。高校生という一定の能力を備えている年齢の子どもに対しては、自らが判断するのに十分な情報の提供をカリキュラムに組み込むなどして行う必要があるが、十分な対応はなされていない。

## 8 避難について

### (1) 避難指定を受けないこと

福島市を中心に、市民の日常的な測定を通じて、線量が国の基準を超えていた蓋然性が高いことを認識し、懸念している住民が多い。住民たちは「特定避難勧奨地点」としての指定を求めて行動したり、自治体の対応に注目してきたが、失望を生む結果に終わっている。

福島市では、2011年10月8日に、福島市の渡利・小倉寺住民向けに開催された原子力災害現地対策本部および福島市の説明会で、国側は同地区の特定避難勧奨地点への指定を見送る方針を住民側に説明した。住民側からは、国が実施した詳細調査が一部にとどまっていること、調査範囲外でも線量が高い地点があることが訴えられ、渡利を特定避難勧奨地域として指定すること、調査を渡利世帯対象に再度実施することなどを求める声が相次いだが、いずれも実現していない（福島住民 A、B）。

<sup>24</sup> <http://www.fukushimaoubun.gr.fks.ed.jp/kaizyo/01sougoukaikaishiki/index.htm>

「南相馬は50センチで2マイクロシーベルトあつたら、妊婦・子どもは避難という基準があるのに、福島市はそうならない。ただ、『除染します』の一点ばかり。福島と相馬の子どもは違うんですか、って言ったんですね、差別じゃないかって。同じ尊い命をもっている子どもなのに、なぜ南相馬では避難させて、渡利では避難させてくれないのかっていうことも言ったんですけど、市からは決して差別ではありません、と言われて。」（福島住民A）

他の市であれば避難指定されたはずなのに避難が認められていないことに、懸念を募らせる声があがった（福島児童関係施設職員等）。

郡山市では、集団疎開を求める仮処分が提起され、不安を感じる住民の中には、この仮処分の結論に希望を託していた住民が多かったが、（郡山市住民A～E）、12月16日申立てが却下されている<sup>25</sup>。

## （2）自主避難を阻む安全キャンペーン

福島市や郡山市などの比較的空間放射線量の高い場所において、放射線の健康影響を懸念する住民の中には、自主避難をしている住民も少なくないが、危険だと感じつつも避難することができないでいる住民も多い。

後述する通り、自主避難に対して国の支援が著しく乏しいため、経済的要因から避難が困難であることが背景にあるが、避難をめぐる住民の心情は複雑である。

福島住民A 「福島でも温度差があって、やっぱり本当に危機感を感じている人はやっぱり既に自主避難している。現実から逃げてる人も沢山いると思う、もう疲れきって。何も起こっていないじゃないですか。『もう静かにしてくれ、だまっててくれ、私たちは普通の生活してるんだから、避難なんて、どうでもいいじゃないか』という気持ちでいる人も少なくない」

福島・児童関係施設職員G 「『国が大丈夫だと言っている、みんなで逃げちゃった福島の経済はどうなる、残った人のことを考えないの？』と言われると、ここで頑張らなければならないと思うけれど、自由にしていいのなら、1秒でもいたくない」

避難しないという決断を強化しているのは、福島県における「安全キャンペーン」である。「とりあえず大丈夫、大丈夫だからここに安心していいよ。危ないところは除染するから大丈夫」という情報やメッセージが優位に流される中、住民は、避難というハードルを乗り越えるための動機づけ、正当性の根拠を否定されている。

「安全なのになぜ避難するのか」という問い合わせに対して、「危険だから」という答えを返すことはできず、「不安だから」といえば、「考えすぎだ」「気にしすぎだ」という答えが返っ

<sup>25</sup><http://www.yomiuri.co.jp/national/news/20111216-OYT1T01121.htm>

東京電力福島第一原子力発電所事故で、福島県郡山市の保護者が同市に対し、放射線量の高い地域では教育は行わず、学校単位で疎開するよう求めた仮処分申し立てについて、福島地裁郡山支部（清水響裁判長）は16日、却下する決定をした。決定要旨で同支部は、「他の児童生徒の意向を聞くことなく、一律に教育活動の差し止めをしなければならないほど、具体的に切迫した危険性があるとは認められない」などと退けた。

てくる。「危ないから避難してもいい」という一言を「安全キャンペーン」の中で聞くことはできない。

児童関係施設職員 F 「ちゃんと認められて、ここは危ないんだよ、逃げてもいいんだよ、避難してもいいんだよって言われたら、子どもを連れてすぐ行くと思います。安全だよ、安全だよって言われてるところで、そこまで踏み切れるかといったら、厳しい。」「もし本当にダメだったというなら、ダメだとハッキリ言ってほしい。危ない、子ども達に害があるってことをきちんと認めてほしい。そのための補償もしてほしい。支援もしてほしい。その支援の範囲内でも子ども達を避難させたり、疎開させたりとか、みんな考えると思う。今は、考えなければいけないことを『考えちゃいけない』と言われているので。」「ここは1ミリシーベルト以上なんだから、出てもいいんですよ、って言われたらすごく安心する人達がいっぱいいる。いろんなしがらみで、言いたくても言えない、出たくても出れない。金銭的な面ももちろんんですけど、でも政府から国から県から、逃げてもいい場所なんだよ、って。だから逃げるというか避難したことに関して、『あのは出て行った』って言われなくともすむっていうのは、すごく大きいと思います。今の状態は、県の安全キャンペーンじゃないんですけど、安全だ、安全だっていうなんもので言わせていて。でもやっぱり不安なのって言って避難する人に対して、『神経質なんだよね』『ストレスを余計に子どもに与えるんだよね』と言われながらも、避難する、という状況はつらい。」

### (3) 避難のためのハードル

避難したくても、仕事の関係でできない場合や、ローンを抱えているためにできない場合も少なくない。ローンを抱えていなくても、避難先での生活についての心配の種は尽きない。

ある母親は、避難することは、全部を捨てることで、そこまで切羽詰まった状況だと話している。「ローンもある、仕事も捨てる、一文も手に入らない状況になるかもしれない。子どもも、いじめに合うかもしれない。自分も、職探しをしながら、何も無い状態で、命だけは守る」(児童関係施設職員 F)という。

「本当に（危険だと）わかっているのですが、夫の仕事だったり、子ども達の学校環境だったり、そういうものを全て変えてまで、行くのが本当に家族にとってベストなのかな、と悩みながらここまできてしまった」(郡山住民 G) という母親もいる。中学生の子どもは友達と離れたくないために避難したくないと言う、高校生の子どもの進学がある、という子どもの事情では決断ができないという声も多い。子どもが小さく、親の決断が優先される場合でも、転校先で福島から来たということでいじめられないか心配になり、決断できないという声もあった(福島住民 C 等)。

障がいがある場合は、子どもでも大人でも避難が特に困難になる。

あるダウン症の娘を持つ母親(郡山住民 K)は、「学校が変わると娘がどうなるの、と心配。

同級生のお母さんと話した時に、『避難しないの』と聞いたら、避難した方が怖いと言われた。適応障害、自閉症の子が今の状況でようやく慣れたのに、避難をしても子どもを受け入れてもらえない。』という。

障がいを持つ女性は(福島住民 B)、「今は私はヘルパーさんを頼んでるけど、一人で避難できない。ヘルパーさんを連れて行くわけにもいかない。避難をしても、これまで生活してきた環境とは違うわけだから、一体どういう生活できるの、と思う。ここで我慢しているしかない。もう年なんだからいいかな、という諦めのムードの方が多いかな。」と話す。

#### (4) 受け入れ先とその情報が十分でないこと

避難指定をされた地域と異なり、自主避難に対する支援、居住、金銭的補償等は十分ではない。

2012年1月、子どもの3学期から避難を決意した母親もいる。彼女は、3学期から夫をおいて、自分と子どものみ神奈川に避難するという。インターネットを使って自主避難でも受け入れるところを探したというが、自治体の受け入れ先も次第に少なくなっているという(郡山住民 D)。こうしたサービスについて、ある程度のスキルがなければ適切な受け入れ先を探すことができない実態がある。

一方、渡利地区で、未就学児2人を抱える妊婦は、室内が毎時0.8マイクロシーベルトという環境で事故後8か月も生活しており、医師には避難については何ら言わぬ、助産婦から「避難した方がいい」と言われたという。避難について幼稚園や市に相談しても「いろんなところで支援があります」と言われるばかりであり、どうしていいかわからず、「セイブ渡利キッズ」を通じて、「子どもを放射能から守る福島ネットワーク」につながり、自主避難受け入れ先につながることができたという。その妊婦の友人も子どもを産んだばかりで、家が毎時0.7マイクロシーベルトもあるという(福島住民 A)。

このように、埋もれてしまい、避難という声があがっていないが、深刻な状況に晒され、危険性の告知もされず、避難先にもつながっていない母子が多くいると推測される。

#### (5)住民の希望

避難をすることができるために、住民たちは以下のような要望を述べた。

「全員を避難させることは困難だと思う。しかし、そこに選択権を与えてほしい。国が支援してくれるなら出られる人もいるんです。避難できる人もいるんです。」(福島住民 A)

「何かが、権利があればいいんですけど。特定の地域の人は、一時金だとか、アパート無償提供だとか、月に何万の補助ができるとか、そういう人がいる中で、ここは何も無い。どうにかしてくれないかなと思う。」(福島児童関係施設職員 G)

「子どもを放射能から守る福島ネットワーク」の中手聖一代表は、「避難している状況が避難しない状況と比べて困難が大きく、避難を断念しなければない状況というのは、自由な選択権が本当に保障されたとはいえない。避難の権利が保障されるといえるためには、金銭的な補償とともに、従前と同じ環境、障がい者であればその支援・受け入れがなされることも保障されなければならない。」と語った。

## (6)国、行政等の措置

2011年12月6日、原子力損害賠償紛争審査会は、中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）を決定した<sup>26</sup>。

【自主的避難等対象区域】 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、相馬市、新地町、いわき地域、いわき市（上記市町村から避難指示等対象区域を除く）が明示的に指定された。

【賠償の目安】 事故発生時に自主的避難等対象区域内に住居があった者の損害額として、対象区域内に居住していた子ども・妊婦への賠償を40万円（事故発生から本年12月末までの損害）、上記以外の者への賠償を8万円（事故発生当初の時期の損害）と決定した。しかし、多くの場合実費にも満たず、自主避難者の避難に伴う損害の賠償として十分なものとは到底いえない。

他方、2011年12月2、3日の報道によれば、福島県は、東日本大震災・福島原子力発電所事故による避難者のための民間賃貸住宅の借上げ制度<sup>27</sup>について、各都道府県に対し、2011年12月末で新規受入れを打ち切るよう要請したとされている<sup>28</sup>。その後、福島県は事実上これを行わなくなっているが、人口流出を避けるために、自主避難に対して協力的ではなく、むしろ否定的な姿勢のままである。

市町村の対応も、自主避難に対し協力的ではない。例えば、郡山住民からの情報提供によれば、原発事故により新潟市へ自主避難している乳幼児の広域入所（本市に居住する保育に欠ける児童を他の市町村にある保育所に入所させ、又は他の市町村に居住する保育に欠ける児童を本市内にある保育所に入所させる制度<sup>29</sup>について、避難者の受け入れ先の新潟市は郡山市が要請することで受け入れるとしているものの、郡山市は市の要綱の条文上該当性が認められると解釈されるのが合理的であるのに、これに該当しないとして、広域入所を認めないと示している（添付資料6）。

<sup>26</sup> [http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/science/anzenkakuho/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2011/12/06/1309711\\_2\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/anzenkakuho/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2011/12/06/1309711_2_1.pdf)

<sup>27</sup> 同制度は、災害救助法を弾力的に運用して、受入先都道府県が民間賃貸住宅を借り上げ、被災地からの避難者に対して提供し、その費用を福島県に求償し、最終的にそのほとんどを国費で負担する仕組み

<sup>28</sup> [http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2011/111209\\_2.html](http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2011/111209_2.html)

<sup>29</sup> 児童福祉法第56条の6第1項

## 9 励告

HRNは既に2011年8月17日付意見書において、国と東京電力に対し、人々の健康を保護するためにあらゆる措置をとるべきであるとして、一連の勧告を行った。その骨子は以下のとおりである<sup>30</sup>。

- ・自然放射線を除く年間被ばく量が1ミリシーベルトを超える地域の住民に発生した損害に対し補償措置を行い、避難により生活基盤を奪われた人々に対し、包括的な生活再建を保障すること
- ・自然放射線を除く年間被ばく量が1ミリシーベルトを超える地域について、放射線汚染の恒常的モニタリングと住民への開示、一刻も早い除染による以前の状態への回復、放射線防護、食糧供給、内部被ばくを含む長期的な健康影響調査・医療保障などの措置を講じ、人々を放射線被害から守ること
- ・汚染の実態に即した避難地域の再検討を行うこと

しかしながら、福島県の福島市、郡山市の実情は、健康に対する権利の保障とはほど遠いことが明らかである。

特に、避難に対する支援もなく、国として責任をもった除染も実施されず、既に大量の被ばくを受けている人々、特に子ども達が、自分たちの放射線影響に関する身体の健康診断も受けられないまま、また、食品の安全性も知らざりまま給食を提供され、安全性のモニタリングが極めて不十分な食品が安全なものとして流通し続けている状況は深刻である。人々の健康が刻一刻と損なわれていくかもしれないという深刻かつ重大な状況にある。

HRNは、調査を踏まえ改めて、以下のとおり勧告する。

### I 国に対して

- 1 住民の要望を踏まえて、公正で精度の高い放射線量の測定を網羅的に実施すること。その場合、放射線量の高い場所を基準として測定を行うこと。
- 2 1の測定に基づいて、避難地域の再検討を行うこと。
- 3 年間の推計外部被ばく量が1ミリシーベルトを超える(自然放射線を除く)地域を含む自治体において、なかでも原子力損害賠償紛争審査会において「自主的避難等対象区域」と指定された地域を最優先に、
  - (1) 半年以内に、全住民に対し、内部被ばく検査、甲状腺検査を無料で実施すること。そのために、国の財政支出により、必要なホールボディカウンター等の医療機器を購入・配置すること。
  - (2) 放射線被ばくによる疾病の発生を防止するために、住民が定期的で精密な健康診断を無

<sup>30</sup> <http://HRN.or.jp/activity/20110817houshasenn.pdf>

料で受けられるようにして、被ばくに起因する疾病が発生しないようモニタリングする体制を整備すること。また、放射線被ばくとの関連が疑われる疾患すべてに関する医療費を無料とする立法措置をとること。

- (3) 国の財政支出により、全ての小中学校の給食センター、給食調理室において全品検査が行えるよう、食品放射線測定器を購入・配置し、給食の安全性を確保すること。
- (4) 国の財政支出により、最新の食品放射線測定装置を購入・配置して、全食材に対する全品検査を実施する体制をすみやかに講ずること。
- (5) 「除染特別地域」以外でも、国が除染の実施主体となり、計画的かつ効果的な除染を実施すること。
- (6) 住民の避難の権利を認め、避難した住民に対し、原子力損害賠償紛争審査会の賠償とは別に、住宅の提供および避難に要する費用の実額を補償し、避難を支援すること。
- (7) 住民の避難を支援するために、災害救助法の弾力的運用に基づき、全国でいわゆる「自主避難者」を受け入れる自治体に関する情報を住民にきめ細かく提供する行政サービス事業を開設し、避難を求める住民の支援を行うこと。
- (8) 住民・特に18歳未満の子どもに対し、夏季等の長期休暇を利用しての一時避難・保養に関する制度を国の財政援助で確立し、一時的避難の支援を行うこと。

福島県と福島市、郡山市に対して、上記国に対する措置の具体的実施とあわせて、以下のことを勧告する。

## II 福島県に対して

### 1 「県民健康管理調査」について

- (1) 「県民健康管理調査」検討委員会には、健康の保護、予防原則の見地から人選を再考し、低線量被ばくの危険性について知見と経験を有し、健康リスクを重視する立場に立つ専門家を中心に構成に変更すること。
- (2) 調査結果を透明に情報開示し、リスクを十分に説明することを通じて、住民の信頼を回復するよう努めること。

### 2 情報提供・放射線防護教育について

住民への低線量被ばくに関する情報提供について、健康の保護、予防原則の見地から、低線量被ばくの危険性について知見と経験を有し、健康リスクを重視する立場に立つ専門家を招聘して、情報提供のあり方と内容を再検討すること。

### 3 他都道府県での受け入れについて

各都道府県に対する民間賃貸住宅の借上げ制度についての新規受入れ打ち切り要請を公的に撤回し、今後このような要請は行わないこと。

### III 福島市、郡山市に対して、

- 1 住民を意に反して、危険を伴う除染活動に駆り立てないようにすること。
- 2 仮置き場の設置については、住民参加により、公開・透明な形で決定し、仮置き場には明確な表示をして立ち入りを禁止すること。
- 3 給食の食材の産地をすべて生徒・保護者に公表すること。給食の安全性を確保するための父母との意見交換会を定期的に実施すること。
- 4 保育園広域入所等も含め、自主的な避難者とその子どもが一時避難先で不自由なく生活できるよう適切な措置を取ること。

### III 他の都道府県に対して

災害救助法の弾力的運営等に基づき、新規・継続の自主避難者の長期的な受け入れを今後も積極的に行い、自主避難を支援すること。

### IV 國際、国内のドナー、民間セクターに対して

福島の住民、特に未来を担う子どもの健康を保護するために緊急な必要性があることに鑑み、以下の2つの課題について重点的な支援を行い、適切な資金配分を行うこと。

- ・食品、内部被ばくの放射能測定器を市民グループ、自治体に提供する支援
- ・自主避難者の受け入れ体制の整備

添付資料1 セシウム汚染に関する地図

添付資料2 渡利地区測定結果

添付資料3 渡利地区測定結果地図

添付資料4 福島県健康調査票

添付資料5 福島県に対する質問と回答

添付資料6 「郡山市安全・安心アクションIN郡山」からの要請書

添付資料7 栄養教職員アンケート